この社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分により発行されています。

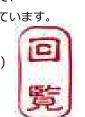


## 苫前町**社**会福祉**協**議会

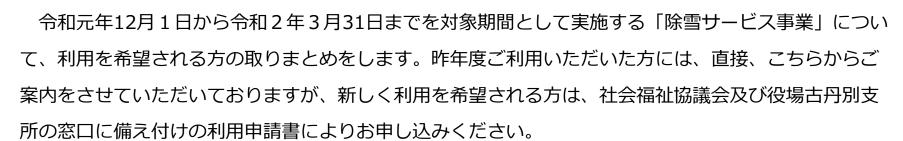
令和元年度第2号

~社協のマークは、「社」の文字を図案化したもので、 「手を取り合って明るい社会をつくる姿」を表しています。 〒078-3792

苫前町字旭37番地の1 苫前町役場内 (1階) TEL:0164-64-2387/FAX:0164-64-9090 E-mail:tomamae-shakyo@crest.ocn.ne.jp







なお、利用料金は、以下のとおりとなりますので、参考にしてください。 (1冬あたりの料金です。 途中解約は原則受け付けておりませんので、ご承知おきください。)

## 除雪サービス事業 料金表

苫前地区(12月から3月まで)										
所得階層区分 -						介護認定状況				
					7/6	要支援・要介護	自立・非該当			
住	民	税	非	課	税	6,250円	12,500円			
住	民	秒	ć	課	税	25,000円	50,000円			

古丹別地区(12月から3月まで)								
<b>元復</b> 帐层反公		介護認定状況						
所得階層区分	13	要支援・要介護	自立・非該当					
住 民 税 非 課	税	6,250円	12,500円					
住 民 税 課	税	25,000円	50,000円					

所得階層区分	介護認	備考		
711待阳唐67	要支援・要介護	自立・非該当	1佣/5	
住民税非課税	1時間あたり	1時間あたり	1月あたり負担 限時間を7時間の 設定する。	
1年 15、171、 3F 2本 171、	200円	400円		
うち除雪機等を使用する場合	12月から3月まで	12月から3月まで		
プラ际当城寺で採用する場合	6,250円	12,500円		
住 民 税 課 税	1時間あたり	1時間あたり	1月あたり負担」 限時間を7時間と	
正压机麻机	600円	800円	設定する。	
3.ナ阪南州笠もは田子フ担ム	12月から3月まで	12月から3月まで		
うち除雪機等を使用する場合	25,000円	50,000円		

- ■対象者 町内在住の、おおむね70歳以 上の方、要介護者等又は身体 障害者の単身世帯若しくはこ れらの方のみからなる世帯に 属する方
- ■除雪作業者 苫前市街地(港・三豊含 む)及び古丹別市街地につい ては、別途見積合わせにより 事業者を決定する予定です。 その他の地区については、原 則として、利用希望者が除雪 ボランティア(有償ボランテ ィア)を選任します。
  - ■除雪筒所 玄関前から道路 までの間口(通路) 部分のみ。屋根の 雪やベランダ、窓 に積もった雪は、 別途「排雪サービ ス事業」の利用を ご検討ください。



発行/令和元年10月21日